

かすみがうら市災害時要援護者避難支援プラン (案)

平成 25 年 4 月

1	基本的考え方・目的	2
2	避難支援プランの対象者	2
3	要援護者情報の収集・共有の方法	3
4	避難支援体制	4
5	避難準備情報、避難勧告・指示等の伝達方法	4
6	避難誘導の手段・経路等	5
7	避難所における支援方法	5
8	要援護者避難訓練の実施	6
9	「避難支援プラン・個別計画」の策定の進め方	6

1 基本的考え方・目的

近年、災害時において、避難に時間を要する要援護者の被災が全国的に多くみられることから、あらかじめ、気象予報・警報、土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整えるとともに、各地域において高齢者や障害者などの災害時に自力での避難が困難であるため支援を必要とする人を特定し、日頃からその状況の把握に努め、その一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難所等に迅速かつ適切に避難させるかを定める「避難支援プラン」による支援体制を整えておく必要がある。

このプランは、災害時に最も重要である自分自身や家族の力で身を守る「自助」と隣近所や地域が助け合う「共助」を基本とし、行政等が行う「公助」による支援によって情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的として、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び県の「災害時要援護者対策推進基準」を踏まえ、災害時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するための基本的な考え方をとりまとめたものである。

2 避難支援プランの対象者

本市における「避難支援プラン・個別計画」の対象となる者は、災害時に自力での避難が困難であり、必要な情報の把握と自らを守るための避難行動などに支援を要する次に掲げるいずれかの在宅の者であって、支援を受けるために必要な個人情報の提供を承諾した者とする。

- ① ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に属する者
- ② 介護保険における要介護認定者で、要介護3・4・5の者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けており、障害程度が1級・2級の者
- ④ 療育手帳の交付を受けており、障害等級が㉠・Aの者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級が1級の者
- ⑥ 上記に準ずる者で、自ら支援を希望する者

なお、「避難支援プラン・個別計画」の策定に当たっては、必ずしも避難支援を必要としない者もいることから、本人の意思を尊重し、支援すべき要援護者の優先度を検討するとともに、被災リスクの高い地域の者を優先的に進めるものとする。

3 要援護者情報の収集・共有の方法

災害時において、要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を適切に行うためには、要援護者情報の把握と関係者間での情報の共有が必要であることから、日頃から要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

そのため、次に掲げる通常業務等を通じて収集した要援護者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護認定者の情報に関しては、介護保険被保険者台帳や居宅介護支援事業者からの情報等
- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳や障害程度区分の情報等
- ③ 高齢者世帯などの情報に関しては、高齢者福祉担当課及び住民基本台帳担当部局との連携による情報等
- ④ 民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報等
- ⑤ 福祉団体など関係団体からの情報等

また、その情報を把握する場合においては、以下の方式の併用などにより共有に努める。

I 関係機関共有方式

福祉担当部局と防災担当部局等がそれぞれ把握している「避難支援プラン・個別計画」の対象者に関する上記の情報について、市個人情報保護条例の規定に基づき、関係部局での共有に努める。

また、関係機関へ情報を提供する場合においては、誓約書＜別紙様式2＞等の提出により守秘義務を確保する。

II 同意方式

民生委員・児童委員及び社会福祉協議会等は、「避難支援プラン・個別計画」の対象者に関する上記の情報を参考にして、災害時要援護者登録制度への登録を呼びかける。また、地域において支援が必要な人を把握し、登録を直接働きかける。

登録に際しては、消防団や行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、避難支援者等に個人情報を開示することについて、要援護者本人から同意を得るものとする。

III 手上げ方式

「避難支援プラン・個別計画」の対象者に準ずる者等で、災害時の避難支援を希望し、消防団や行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、避難支援者等に個人情報を開示することに同意する者は、「避難支援プラン・個別計画（災害時要援護者登録申請書）」＜別紙様式1＞を市長に提出しなければならない。

そのため、広報やホームページ等を利用して、災害時要援護者登録制度を広く周知する。

4 避難支援体制

災害時における要援護者の支援を行うための体制を整備する。その設置基準及び業務内容は次のとおりとする。

① 設置基準

災害が発生し災害対策本部が設置されたときは、福祉関係部局に「災害時要援護者支援班」を設置する。

それ以外の時は、福祉関係部局や防災関係部局で、「災害時要援護者支援プロジェクト・チーム」を設置する。

② 業務内容

【災害時要援護者支援プロジェクト・チーム】＜別表1＞

要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画と実施への支援、広報(行政区への連絡手段の確立を含む)等

【災害時要援護者支援班】＜別表2＞

避難準備情報等の伝達業務、避難誘導の支援、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者用相談窓口等との連携・情報共有 等

消防団や行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携により、「避難支援プラン・個別計画（災害時要援護者登録申請書）」＜別紙様式1＞を提出した個々の要援護者に対応する避難支援者を明確化する。

避難支援者については、要援護者本人の意向を極力尊重したうえで、原則として、行政区や自主防災組織、福祉関係者やボランティア等の構成員の近隣協力者から複数名選出する。

避難支援者の選定にあたっては、要援護者に対し、要援護者の支援は支援者の任意の協力によって行われるものであることや支援者の不在や被災等によって要援護者の支援が困難となる場合もあることから、要援護者自らの「自助」が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、要援護者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要援護者支援に関する人材を募り、支援者を増やしていくこととする。

5 避難準備情報、避難勧告・指示等の伝達方法

避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準は、市地域防災計画「避難計画」による。

情報伝達は、以下によって行う。

① 情報伝達ルート

避難準備情報等は、電話・メール・防災無線による伝達手段を基本とする。

なお、被害の程度により、市から行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等を通じて、要援護者及び避難支援者等へ直接伝達する。

② 情報伝達手段

情報の伝達手段は、電話・メール・防災無線を基本とするが、口頭や文書、掲示板等も使用し、視聴覚障害者への周知徹底にも努める。

6 避難誘導の手段・経路等

災害発生のおそれがある状況等により避難準備情報等が発令された場合は、避難支援者と地域住民等が連携し、個々の「避難支援プラン・個別計画」に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平常時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防本部、消防団、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の役割分担も明確にしておくものとする。

また、要援護者自身も、自宅から避難所等まで、実際に避難支援者とともに自らの足で避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定にあたっては、洪水の初期に浸水が予想されるなどの危険な箇所を避けるとともに、要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

7 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。特に、体育館等の避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットの敷設、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションの設置、冷暖房機器等の増設など環境の整備に努める。

避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得ながら、「要援護者窓口班」＜別表３＞を設置し、要援護者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性の配置などの配慮を行う。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムの確保が必要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

(2) 福祉避難所の指定

要援護者がその状況に応じた生活支援を受けられるなど安心して生活できる体制を整備するため、前述の要援護者情報の収集・共有の方法により把握した要援護者情報をもとに、福祉避難所への移動が必要な者の状況等を把握し、あらかじめ、関連施設の管理者との間において福祉避難所の指定に係る事前協定を締結する。

福祉避難所として指定する施設は、耐震・耐火構造を備え、バリアフリー化されているなど要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、「避難支援プラン・個別計画」の策定を通して、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

8 要援護者避難訓練の実施

災害時に、要援護者を迅速かつ適切に安全な場所へ避難誘導するためには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、避難支援者等は、平常時から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等を通して地域における各種活動との連携を深めるとともに、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

そのため、「市防災訓練」において要援護者参加型の避難訓練を行うことにより、支援体制の充実を図るものとする。

避難訓練では、地域住民や要援護者、避難支援者の積極的な参加を得て、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行い、併せて福祉避難所設置運営訓練などを行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。

9 「避難支援プラン・個別計画」の策定の進め方

災害発生時、又はそのおそれが高い時に、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、自力での避難が困難な要援護者一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

そのため、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、要援護者や避難支援者とともに「避難支援プラン・個別計画」を策定する。

(1) 個別計画の策定方法

「避難支援プラン・個別計画」の策定にあたっては、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等の実際に避難支援に携わる関係者の間において、市個人情報保護条例の規定に基づき要援護者に関する基本的な情報を共有したうえで、これら関係者が中心となって、避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、

情報伝達方法等について、要援護者本人と具体的な話し合いを行い作成するものとする。

なお、避難支援者については、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等の話し合いなどにより、あらかじめ要援護者に紹介できる候補者を募るとともに、選定しておくものとする。

また、個別計画は、要援護者本人、その家族、市の必要最小限の関係部署や社会福祉協議会のほか、避難支援者等の要援護者本人が同意した者に提供する。その際には、誓約書<別紙様式2>等の提出により守秘義務を確保する。

(2) 個別計画の更新

個別計画は、災害時における一人ひとりの要援護者を対象としており、要援護者の個人情報が多く含まれていることから、上記(1)のとおり、その保護に十分留意する。

また、災害時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、情報の更新を定期的に行う必要があることから、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、民生委員・児童委員や避難支援者等の協力を得て更新を行う。

(3) 個別計画の管理

個別計画の内容は、その提供先として要援護者本人が同意した者以外が閲覧することのないように管理するとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。

また、個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には、施錠付きの保管庫に保管するなど情報管理に十分配慮する。

(4) 個別計画のその他の活用

地震等の突発的な災害の発生時には、市及び行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等による安否確認に活用する。

なお、安否確認に際し、二次災害等の危険を判断した場合は、自己の安全確保を優先するとともに、速やかに防災関係機関に連絡を行う。

<別表 1>

【災害時要援護者支援プロジェクト・チーム】

災害対策本部が設置されていないときは、福祉関係部局や防災関係部局等で設置し、その業務は、要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画と実施への支援、広報等である。

部局名	課名	担当者	内容
保健福祉部	社会福祉課	課長	プロジェクト・チーム長
市長公室	秘書広聴課	市民協働係 広報係	行政区
			広報
総務部	総務課	防災安全室	防災計画（避難所・要援護者対策・様式等）
			自主防災組織
			要援護者参加型の防災訓練の計画・実施支援
保健福祉部	社会福祉課	社会福祉係 障害福祉係	災害時要援護者避難支援プラン
			避難支援者等
			障害者、障害者関係施設
			民生委員・児童委員
			社会福祉協議会
			福祉避難所等の確保
			避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくり
	長寿福祉課	高齢福祉係 介護認定係	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者、高齢者関係施設
			介護保険における要介護認定者、介護関係施設
	子ども福祉課	保育所係	保育所、私立保育園
	健康増進課	保健予防係	要援護者等の健康相談等
消防本部	消防総務課	消防団係	消防団

<別表 2>

【災害時要援護者支援班】

災害が発生し災害対策本部が設置されたときは、福祉関係部局に設置し、その業務は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導の支援、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者窓口班等との連携・情報共有等である。

部局名	課名	担当者	内容
保健福祉部	社会福祉課	課長	班長
		障害福祉係 社会福祉係	避難支援者等
			障害者、障害者関係施設
			民生委員・児童委員
			社会福祉協議会
	長寿福祉課	高齢福祉係 介護認定係	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者、高齢者関係施設
			介護保険における要介護認定者、介護関係施設
	子ども福祉課	保育所係	保育所、私立保育園
	健康増進課	保健予防係	避難所等における健康相談等

<別表 3>

【要援護者窓口班】

避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て、要援護者用相談窓口を設ける。その際、女性の配置などの配慮を行い、女性や乳幼児のニーズの把握にも努める。

部局名	課名	担当者	内容
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	班長
		障害福祉係	- 要援護者用相談窓口の開設 - 一般避難所から福祉避難所への移動 - 福祉施設への緊急入所 - 病院への入院等の手続
	長寿福祉課	介護管理係 地域包括支援係	
	子ども福祉課	児童福祉係 保育所係	
	健康増進課	健康推進係 保健予防係	

避難支援プラン・個別計画（災害時要援護者登録申請書）

かすみがうら市長 宛て

平成 年 月 日

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。

また、私が届け出た下記の個人情報を市関係部局間で共有するとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、自主防災組織、消防団、在宅介護支援センター、避難支援者等へ提供することを承諾します。

本人署名：_____

（代理人署名：_____ 続柄：_____）

行政区等			担当民生委員・児童委員名		
住 所	かすみがうら市		電話番号 メールアドレス等	自宅：	— —
フリガナ 氏 名	(男・女)			携帯：	— —
				FAX：	— —
			生年月日	年 月 日 (歳)	
種 別	①ひとり暮らし高齢者 ・ ②高齢者のみの世帯 ・ ③在宅の要介護認定者（要介護 ）・ ④身体障害 級（内部・視覚・聴覚 級） ・ ⑤知的障害 級 ・ ⑥精神障害 級 ・ ⑦その他 ()				
緊急連絡先					
氏 名 (フリガナ)	続柄	住 所	電話番号 (自宅・携帯・勤務先)		
世帯状況	世帯主名： 家族構成： その他の状況：		かかりつけの医者	医師名： 医療機関名： 住所： 電話：	
緊急通報装置設置 (有 ・ 無) 地域ケアシステム利用 (有 ・ 無)			薬を飲んでいる病気・アレルギー等		
特記事項（身体 の 状況等） ※○をつけてください。（いくつでも可） また、知らせる意思の無い方は記入の必要はありません。					
1 音が聞こえない、聞き取りにくい 2 物が見えない、見えにくい 3 声が出ない、うまく話せない 4 立つことや歩行ができない 5 支え等につかまることができない 6 座った姿勢がとれない 7 車椅子を使用している 8 杖や歩行器を使用している		9 状況を理解しにくい 10 精神的な動揺がはげしい 11 家族や知人を判別できない 12 在宅酸素療法をうけている 13 人工呼吸器を付けている 14 人工透析をうけている 15 特殊な治療薬剤を常用している (薬名：)		16 その他、特に知っておいてほしいことをご記入ください	

避難支援者 (行政区内や自主防災組織、福祉関係者、ボランティアなどの近隣の協力者から複数名／ 区長や民生委員・児童委員でないこと)

※ 避難支援は、支援者の任意の協力によって行われるものです。また、支援者の不在や被災等によって支援が困難になる場合もあります。

氏 名 (フリガナ)	関係	住 所	電話番号 (自宅・携帯・勤務先)

居宅建物の間取り図

(居住建物の構造：)
例：木造2階建て、昭和〇年建築

避難経路

(避難所名：)
経路を→→→で表示してください。

--	--

※玄関は△、普段いる部屋は○、寝室は●、2階建ての場合は階段を⇒で表示してください。

担当している介護保険事業者・在宅介護支援センター・障害福祉サービス事業者等

事業者名	電話番号	利用しているサービス

誓 約 書

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、下記の事項を厳守することを、ここに誓います。

記

1. 要援護者の個人情報は、第三者に開示しない。
2. 避難訓練への参加や声かけ等の実施にあたっては、要援護者の意思を尊重する。
3. 個別計画の内容に変更が生じた場合は、その都度、市担当課に連絡する。

平成 年 月 日

かすみがうら市長 様

住 所 : _____

氏 名 : _____